

# 傍 聴 要 領

福岡市総合図書館運営審議会

- 1 福岡市総合図書館運営審議会（以下、「審議会」という。）の会議の傍聴を希望する場合の手続き
  - (1) 審議会の会議の傍聴を希望する人は、会議の開催前までに、係員の指示に従って会場に入場してください。
  - (2) 傍聴を希望する方が傍聴席の数を超える場合には、抽選を行うことがあります。
  
- 2 審議会の会議場に入ることができない人  
酒気を帯びていると認められる人や、拡声器等会議若しくは傍聴を妨害すると認める物品を携帯する人のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる人は、審議会の会議場に入ることができません。
  
- 3 審議会の会議を傍聴するにあたって守るべき事項  
傍聴人は、審議会の会議を傍聴するにあたって、次の事項を守ってください。
  - (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
  - (2) 会議場において発言しないこと。
  - (3) みだりに席を離れないこと。
  - (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
  - (5) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
  - (6) プラカードを掲げる等示威的行為をしないこと。
  - (7) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
  - (8) 会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。  
ただし、審議会の会長が認めた場合にはこの限りでない。
  - (9) 上記(1)から(8)のほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。
  
- 4 秩序の維持
  - (1) 傍聴人は、審議会の会議を傍聴するにあたっては、審議会の会長の指示に従ってください。
  - (2) 傍聴人が上記3の規定に違反したときは、審議会の会長は必要な措置を命じることができます。
  - (3) 傍聴人が、審議会の会長の指示又は命令に従わないときは、退場していただく場合があります。